

公開
頭撮り可

照会先

健康局結核感染症課

(担当・内線)杉原 (2373)

(代表電話) 03 (5253) 1111

第71回厚生科学審議会感染症部会の開催 について

標記について、下記のとおり開催します。
傍聴を希望される方は、下記の案内をご覧ください。

記

日時

令和5年2月9日（木）13:00～15:00

場所

※会議形式はWeb会議です

中央合同庁舎5号館 専用第21会議室（17階）

（東京都千代田区霞が関1－2－2）

議題

- （1）感染症等に関する新たな専門家組織の機能について
- （2）新型コロナウイルス感染症に関する今後の患者の発生動向の把握方法等について
- （3）改正感染症法について（令和5年4月1日施行分）

傍聴について

○傍聴可能人数

若干名

○ 傍聴申込方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一般の方の傍聴はご遠慮いただき、報道関係者の方のみの傍聴とさせていただきます。傍聴を希望される方は、傍聴希望者の氏名、所属、連絡先を記載の上、メールにてお申し込みください。申込者が多数の場合、報道関係者等の状況を勘案の上、抽選を行うこととしております。なお、傍聴できない方につきましては、会議前日の18時までに、記載の連絡先に連絡します。（電話による申込み、同一所属先（企業、団体等）からの複数者の申込みは御遠慮ください。）

傍聴可能な方には特段通知いたしませんので、当日会場に直接お越しください。

● 申し込み締切

令和5年2月8日（水） 15時（必着）

● 申込先

厚生労働省健康局結核感染症課 宛

メールアドレス：kansenshobukai@mhlw.go.jp

（※本アドレスは傍聴申し込み専用です。お問い合わせへの回答はいたしかねますので、傍聴に関するお問い合わせはお電話にてお願いいたします）

● 記載事項

〔件名〕第71回感染症部会 傍聴希望

〔本文〕傍聴希望者の

- ・「氏名（ふりがな）」
- ・「所属」
- ・「連絡先（電話番号・メールアドレス）」

※傍聴申込用紙に必要事項を記載し送付いただく場合は〔本文〕への記載は不要です。

[傍聴申込書](#)

YouTube配信について

【お詫び】

機器の不調により本会議のYoutube配信を一時中断することとなりました。

配信をご覧になられていた皆様にご迷惑おかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。

この動画中継（映像及び音声）は、感染症部会（以下、「会議」という。）の公式記録ではございません。会議の公式記録（議事録又は議事要旨）は、厚生労働省ホームページ内に追って掲載されます。

URL：<https://youtube.com/live/5EjyhKpBqEQ?feature=share>

※会議終了後に本動画を視聴することはできません

会議中継の著作権は厚生労働省に属します。なお、配信している画面あるいは内容を許可なく他のウェブサイトや著作物等へ転載することを禁止します。また、著作権法で許された範囲を超えた複製を固く禁止します。

著作権法で許された範囲内で複製する場合でも、その複製物を目的外に利用したり、内容を改変することを禁止します。

ペーパーレスについて

厚生労働省では、審議会等のペーパーレス化の取組を推進しています。

審議会資料につきましては、会議開催までに当省ホームページに掲載しますので、傍聴に当たっては、

◇お持ちのタブレット、携帯端末等に保存の上、当日持参いただくか

◇当日事前に掲載した当省ホームページ資料を閲覧していただくか

の対応をお願いすることになります。ペーパーレス化への御協力をお願い申し上げます。

なお、会場内には御利用いただける無線LANのアクセスポイントはございませんので、会場から当省ホームページ掲載の資料を閲覧される場合には、御自身で通信環境を御用意していただくようお願いします。

●資料については当日までに以下のリンク先に掲載予定です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30863.html

留意事項

会議の傍聴に当たり、次の留意事項を厳守してください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、以下の事項についてご協力願います。

- ・発熱等、風邪の症状が見られる場合や体調に不安がある場合は、傍聴を御遠慮ください。
- ・当日は手洗い、マスクの着用、咳エチケット等の一般感染対策の徹底へのご協力をお願いします。

1) 代理人の傍聴は認められません。

2) 会場でお示しする事務局の指定した場所以外には立ち入ることはできません。

3) 会場における議論に対する発言や賛否の表明、拍手をすることはできません。

また、議事進行の妨げとならないよう静かにしてください。

4) 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません（あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます）。

5) 携帯電話など音の出る機器については、あらかじめ電源を切るかマナーモードに設定してください。

6) 傍聴中は、食事や喫煙はできません。

7) 危険物を持っている方、酒気を帯びている方、その他当会議の開催及び議事進行に当たり秩序維持の妨げとなる方の傍聴はお断りします。

8) その他、座長と事務局職員の指示に従ってください。

以上の事項に違反した場合は、退場していただきます。

なお、**今回座長及び事務局職員の指示に従わなかった方や会議中に退場となった方については、次回以降の傍聴は認められません。**

また、当日会場の出入りについては、事務局職員の誘導に従ってください。



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)